



男と女のいきいきコラム



男女共同参画社会の実現を目指して

VOL.63

わたしたちの未来は？

10月は「芸術の秋、読書の秋、行楽の秋、食欲の秋」とさまざまな楽しみのある季節ですね。皆さんは毎日の生活を「仕事」「家庭」そして「自分のための時間」とバランス良く過ごせていますか？



昨年度に実施した「土岐市男女共同参画プラン市民意識調査」の中で、「老後に向かって気掛かりなことはどのようなことですか」という質問がありました。そこで、男女とも20代と30代の方の多くは「生活費の工面」を挙げ、40代以上の方の多くは「自分や配偶者が寝たきりや認知症になること」を挙げています。最近の景気は、100年に一度の経済危機だと言われています。世帯の収入が減る中で、従来の生活水準を維持していくことが難しくなってきたりもありません。

ここで少し見方を変えて、ぜいたくは控えることになったけれど、仕事が減った分、家族と一緒に過ごす時間が増えたことに目を向けることで、仕事と家庭のバランスがうまく取れるようになるかもしれません。また、老後に向かって「自分や配偶者が寝たきりや認知症になること」への不安は確かにあると思います。将来の不安を無くすことはできませんが、その不安は、今、家族で過ごしている時間を大切にし、お互いを思いやり、健康にも気を遣うことで少しでも和らぐのではないのでしょうか。

「芸術の秋、読書の秋、行楽の秋、食欲の秋」と過ごしやすいこの季節を、どうか皆さんの家族が健康で楽しく、そして「おいしく」過ごしていただけたらと願っています。

ひとりで悩まないで!!
岐阜県男女共同参画プラザ
「電話相談専用ダイヤル」

☎058-278-0858

日曜～木曜
(祝日・年末年始を除く)
9:00～12:00、13:00～17:00

Vol. 18

窓Q&A

医療給付について

国民健康保険には、医療機関を受診したときの療養費給付のほか、次のような給付があります。

AQ 出産育児一時金とは？

国民健康保険に加入している方が出産したときに、出産育児一時金38万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関などで出産した場合に35万円）を支給する制度です。妊娠12週（85日）以降であれば、死産・流産でも支給されます。

なお、職場の健康保険喪失後6カ月以内などでほかの健康保険から支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。

AQ 10月から改正される出産育児一時金制度の内容は？

緊急の少子化対策の一環として、出産に掛かる経済的負担を軽減し、安心して出産ができるようにするため、出産育児一時金の支給額が4万円引き上げられ、42万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関などで出産した場合には39万円）を支給するものです。期間は10月1日から平成23年3月31日までです。また今回の出産育児一時金などの見直しの一つとして、出産費用の窓口払いを、できるだけ現金で支払わなくても済むようにすることを目的とする「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」が10月1日から併せて実施されます。

AQ 葬祭費とは？

国民健康保険に加入している方が亡くなったとき、その葬祭を行った人に葬祭費5万円が支給される制度です。

市民課・保険年金係
内線131～136